長門市

記　者　配　布（発表）資　料

発信年月日：令和７年５月２９日

所属部課	連絡先	TEL 0837-23-1157
健康福祉部 高齢福祉課		FAX 0837-22-3680
件　名	長門市終活情報登録制度の開始について	

終活情報登録制度は、主に高齢者が緊急連絡先、持病、葬儀の生前契約、お墓の場所などの情報を登録し、本人の意思が確認できない状態になったときや死後などに、警察、消防、医療機関等あらかじめ指定した情報開示対象者から照会があった場合に、その情報を伝達する制度です。

6月1日から、長門市終活情報登録制度を開始します。

記

1. 対象者　原則として市内に住所のある65歳以上の人
2. 登録内容　①緊急連絡先、②本籍、③かかりつけ医、アレルギー情報、④リビング・ウィルを記した文書の保管場所、⑤エンディングノートの保管場所、⑥臓器提供の意思、⑦献体登録先、⑧死後事務委任契約や葬儀等の生前契約等、⑨遺言書の保管場所、⑩墓の場所、⑪遺影の保管場所
3. 登録方法　申請書を市に提出
4. 制度の目的　身近に頼れる親族のいない高齢者が、住み慣れた地域で最期までその人らしく生きていけるよう「地域包括ケアシステム」を進めていく上で大切な「本人の意思」や「本人に関する情報」を登録することによって必要な情報が支援関係者に伝わり、本人の意思を踏まえたケアを提供することが可能となることを目的に導入するものです。
5. その他　県内では周南市（令和6年7月開始）に次いで開始します。
（長門市調べ）